

修正リスト

4-1 施設の概要【平面図は裏面のとおりに】

意見

1-1 平面図を参照してください。

修正

1-1 平面図を参照してください。

5-1 主要取引先

意見

記載されているのは、現在の状況（広島市内のみでの事業）となっているので、福山市の状況について記載すること。

修正

放課後デイサービスを事業展開するに関して広島県健康福祉局 障害者支援課 事業者指導グループ職員の方に相談したところ、放課後等デイサービスと民間放課後児童クラブとの併設は好ましくないとのことをご指導をいただき、2019年度3月31日をもって福山市内で運営している民間放課後児童クラブの運営事業を閉鎖することを余儀なく決断し、既存の福山市内の事業において新規放課後等デイサービス事業を立ち上げることとしたため、現在福山市においては事業を行っておりません。

6-1 従業員

意見

左記の人員体制では休日や夏季休暇中のシフトを組むことができないので、体制を再考すること。

修正

常勤4名・非常勤2名から、常勤4名・非常勤4名体制に整えました。又、学校の長期休暇中にはスタッフ増員フォロー体制として、求人募集及び広島市内スタッフ約50人の中から（教員、保育士、又は児童福祉の経験者）の応援体制を整えます。

6-2 従業員

意見

ガイドラインに示された事業のサービス基準を維持できるのか。また、事業開始後、当初予定していた人材の確保を維持できるのかについて明らかにすること。

修正

当社関連会社は求人web広告事業・人材派遣事業・職業紹介事業を展開しており、

修正リスト

広島市内の求人募集においても大手求人媒体の約2分の1の経費で採用を可能にしており、今後の人材確保においても同業他社より優位に展開できます。

当初事業計画についてご意見をいただいてから運営基準を満たす職種・資格を有する従業員は確保できました。引き続き休日や夏季休暇中に向けて求人募集は継続して行っており面接と選考中です。また、採用した人材の確保の継続につきましては共通した支援を行うための職員研修、日々のミーティング等を密にし、資質の向上を図る計画ですのでご安心ください。

7-1 借入金の状況

意見

現在の借入金及び返済について、今回の新規事業が与える影響を示すこと。

修正

現在の借入金及び返済に関しては、既存事業の広島市内の利用児童人数が2018年4月度(201人)に比べ、本年2019年4月度は(281人)と増加しており、さらに2019年4月度より広島市の「広島市民間放課後児童クラブ補助金交付金額」の増額にて収入約4,500万円増額、収支についても昨年度対比さらに年1,000万円程は増加となりますので、借入金返済及び新規事業運転資金について影響は少ないと思われます。また、資本関係がございます親会社()からも運転資金調達が可能となります。

8-1 必要な資金と調達方法

意見

「9、事業の見直し」の見直しも含めて、余裕を持った運転資金(計画案以上の金額)を確保すること。

修正

事業の見直しを修正しまして8-1の必要な資金と調達方法を修正いたしました。

9-1 事業の見直し

意見

基本報酬(サービス費)及びすべての加算について:ポイントだけではなく、給付区分等を具体的に記載すること。(例区分2の1 10人以下 平日609ポイント等)

修正リスト

修正

定員 10 人

平日 区分 2-2 (596 単位) サービス提供時間が 3 時間未満のため

休日 区分 2 (726 単位) 10 時から 16 時での 6 時間

児童指導員等加配加算 児童指導員 (155 単位)

送迎加算 片道 (54 単位)

9-2 事業の見直し

意見

利用者見込数及び費用負担について：利用者見込数は開所後 4 カ月目から定員が 10 名を確保した状況で算定されているが、その根拠（事前調査等）及び定員割れの場合の補充方法について根拠資料を作成する。

修正

利用者の見込数

表 1

(単位:人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別支援学級在籍者数	4,672	5,096	5,579	6,104	6,659
通級による指導を受けている児童生徒数	1,414	1,501	1,696	1,842	2,125

※ 広島市を含む公立小・中学校等

第 4 次広島県障害者プラン 第 2 章 より

【表 1】の「第 4 次広島県障害者プラン 第 2 章」の内容より特別支援学級や通級による支援を受けている児童の数が年々上昇していることがわかります。また、平成 24 年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について」によれば、知的な発達に遅れはないものの、学習面か行動面で何らかの困難を持つ「少し気になる」児童や生徒は、調査対象全体の 6.5%いることが明らかになりました。40 人学級のクラス 1 つあたりに 2~3 人の割合になります。ただし、これは医師の診断ではなく、教員の主観に基づく調査であります。

※以下の【表 2, 3】は広島県が策定した「第 5 期広島県障害福祉計画・第 1 期広島県障害児福祉計画」（平成 30 年作成）でありこの資料を利用者の見込数の根拠を示す資料として使用します。また、資料内での H29 年見込み数は第 4 期広島県障害福祉計画（平成 27 年作成時）での H29 年の見込み数で、「第 5 期広島県障害福祉計画・第 1 期広島県障害児福祉計画」はそれに対しての H28 年実績の対比です。

表2 児童福祉サービス

	項 目	単 位	H29年度見込量	H28年度実績	見込量との対比
			2	放課後等デイサービス	人日/月
		人/月	5,297	6,006	113.4%

第5章 1 より

【表2】を見ると広島県全体の放課後等デイサービスの第4期広島県障害福祉計画（平成27年作成時）でのH29年の見込量に対してのH28年度実績には127%の増加対比があります。

表3 児童福祉サービス

	サービス種別	単 位	区分	障害保健福祉圏域							計
				広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北	
2	放課後等デイサービス	人日/月	H25	16,216	1,604	2,016	1,085	1,336	2,847	348	25,452
			H28	33,543	3,433	4,313	3,142	2,497	10,932	587	58,447
			H29見込	31,682	2,283	3,044	1,279	1,964	5,153	473	45,878
			H28/H29	105.9%	150.4%	141.7%	245.7%	127.1%	212.1%	124.1%	127.4%
		人/月	H25	—	—	—	—	—	—	—	—
			H28	2,715	366	447	755	423	1,242	58	6,006
			H29見込	3,052	359	422	412	261	726	65	5,297
			H28/H29	89.0%	101.9%	105.9%	183.3%	162.1%	171.1%	89.2%	113.4%

第5章 1 より

表4 放課後等デイサービス②（広島中央圏域、尾三圏域、福山・府中圏域、備北圏域）

区 域	平成28年度実績	平成30年度	平成31年度	平成32年度
福山・府中圏域	10,932 人日/月	14,299 人日/月	15,589 人日/月	16,921 人日/月
	1,242 人/月	1,656 人/月	1,802 人/月	1,952 人/月
福山市	9,918 人日/月	13,087 人日/月	14,148 人日/月	15,208 人日/月
	1,148 人/月	1,543 人/月	1,668 人/月	1,793 人/月
府中市	981 人日/月	1,177 人日/月	1,406 人日/月	1,678 人日/月
	90 人/月	108 人/月	129 人/月	154 人/月
神石高原町	33 人日/月	35 人日/月	35 人日/月	35 人日/月
	4 人/月	5 人/月	5 人/月	5 人/月

第5章 2 より

また、【表3】の「H29年度の見込量とH28年度の実績の増加対比」は【福山・府中】圏域が212%と県全体で広島中央に次いで2番目に多い数であり、さらに、【表4】からは、弊社の事業所設置予定場所の【福山市】が【福山・府中】圏域の実績の中で90%を占めており、この数字は県全体に対しての【福山・府中】圏域における放課後等デイサービスの需要を示しています。以上のことから、弊社が放課後等デイサービス事業を行い利用者により良い個別支援を提供していくことで、利用人数を確保し福山市の社会貢献に繋がればと考えています。

定員割れの場合の補充方法は、まずは福山市内の方に当社のサービス内容などを知って

修正リスト

いただく為広報活動として、経済誌の経済レポートやリビング新聞などへの掲載、そして親会社・当社との取引企業や関係団体約 200 団体への交付活動を行います。そして、近隣の保育園、幼稚園、小学校、相談支援事業所の方への定期的な広報活動にて利用児童の確保を図ります。そして、固定曜日利用者や定員割れ時利用希望者のリストを作成し定員割れの発生する日には事前に声掛けを行います。

10-1 付近図

意見

実際に利用しようとしている児童がどの程度いるのかを調査し、名前・住所・受給者証番号を記載したリストを作成すること。

修正

氏名	住所	受給者番号	学年	学校
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■
■■■■	■■■■	■■■■	■■■■	■■■■

11-1 平面図

意見

当該建築物は 1995 年（平成 7 年）10 月 5 日に事務所の用途として確認済証が交付されていますが、検査済み証が交付されていません。

修正

1 階のみを放課後等デイサービス事業の施設として使用します。1 階は 100 m²以下なので用途変更の必要性がないと建築課より確認をいただいております。

修正リスト

1 1 - 2 平面図

意見

今回計画の放課後等デイサービス事業は、建築基準法上の用途が「児童福祉施設等」に該当し、児童福祉施設へ用途を変更する部分が 100 m²を超えるため、既存建物の法適合について整備を行う必要があります。建築指導課へ相談してください。

修正

1 階のみを放課後等デイサービス事業の施設として使用します。1 階は 100 m²以下なので用途変更の必要性がないと建築課より確認をいただいております。

1 1 - 3 平面図

意見

本件は用途の変更を伴うものであり、消防法上の用途は消防法施工令別表第 1 (6) 項へとなります。当該変更に伴い消防用設備等が新たに必要になる旨及び各種届出の提出が必要となります。

修正

福山東消防署に立ち入りで指導していただき、非常灯の設置等の指導をいただいております。(5月10日 工事完了予定)

1 1 - 4 平面図

意見

2 階に記載されている「他事業所」とは何なのか。

修正

2 階の事業所は同法人内の事務室として使い、主に設置者等の事務室にしています、放課後等デイサービスの活動の中での使用はありません。

1 1 - 5 平面図

意見

同じ住所に複数の事業所があるのは、防犯・安全・個人情報保護の観点から好ましくないのではないか。

修正リスト

修正

2階の事業所は同法人内の事務室として使い、主に設置者等の事務室にしています、放課後等デイサービスの活動の中での使用はありません。また、2階事務所入り口玄関には1回ごとの出入りで変わるダイヤルロック式のドアや監視カメラを設置しております。施設は放課後等デイサービス従業者以外の外部の侵入がありませんので個人情報の観点からも問題ないと考えます。

12-1 事業計画

意見

主に広島市内で放課後児童クラブを運営しているにも関わらず、福山市内で放課後等デイサービスを運営する理由を明らかにすること。

修正

弊社は、広島市の民間放課後児童クラブ運営団体として選定をいただき、現在広島市内に10店舗あり、来年度以降も規模を拡大して行きたいと考えております。弊社の民間放課後児童クラブに通われている児童においても障がいのある児童や、「少し気になる」児童の割合が年々増加傾向にあると思われまます。

そこで、2019年度に放課後等デイサービス事業に新規参入することで、企業全体としてノウハウを学びスタッフ全体のレベルアップを図り、より多くの子ども達と保護者にとって、より良いサービスを提供できるのではないかと考えました。

放課後等デイサービス事業をスムーズに軌道に乗せるためには、運営・管理・人材育成と様々なフォローが必要であり、本社所在地でもある福山市内に開設することで様々なフォローをスピーディーに対応し、事業を軌道に乗せるには福山市内が適切だと選択しました。

12-2 事業計画

意見

具体的な療育の方法や保護者への関り方、学校との連携のありかたなどを具体的に記載すること。

修正

療育内容

① 療育への取り組み姿勢

子どもの個性や性格上、例えば50人いたら、フリータイムなので自由に過ごして

いいよと言えば、ある児童は人形遊びやお絵かき、ある児童は将棋の様な遊び、走り回る、遊具遊びなど、その選択は各児童で違います。もちろんこれらは勉強においても好きな学科・苦手な学科と児童により違ってまいります。

児童が過ごす放課後の生活の中で、療育・支援活動プログラムを多種多様に準備し、何が好きか・得意か、何が嫌いか・苦手かという体験を積み重ねることが大切だと考えております。

多種多様なプログラムの中から様々な体験が出来るのが弊社の特徴であり、そういった中で、どこを伸ばしていきたいか、好き・得意を伸ばしていく意思確認を児童・保護者と共有し、また、スタッフ間でどれだけ情報共有するかを一番大切に考えております。

どれだけ良いプログラムを提供していても、保護者と児童の様子を日々従業員が共有出来ている施設と、出来ていない施設、ただ単にプログラムの内容だけをしている施設とでは療育の質に違いがあると思います。日々の積み重ねが一番大きく子ども達の成長に繋がっていくと考えております。

そういった情報の共有の徹底が質の向上になってくると考えます。
多種多様なプログラムで、子ども達の能力を伸ばし「自信」と「やる気」に変えて行きたいと考えております。

平日の療育は、休日と比べ提供時間が短い事もあり、中身の濃い療育とはなりにくいと考えられます。しかし、短い時間の中でも手や体を使った活動を行うことで、体の使い方を知ったり、人との関わりの楽しさを感じたり、また、達成感を感じたりできる療育を目指し取り組みます。

土曜日、長期休暇日では集団の中での活動を中心に取り組んでいきます。

クッキングなどの活動の中で、役割決め→買い物→活動準備→活動→出来上がり→実食といったように、活動には一つひとつ意味があることを又は、流れがあることを理解するように取り組んでいきます。その活動の中で相手との関わり、つながりの大切さを味わえるよう取り組みます。

②プログラムの内容

運動体操

室内屋外でゲーム感覚やルールのある活動の中で、関節など意識的に体を大きく動かし体幹や足腰の発達を促していく活動を行います。

創作活動

クッキングや工作の活動では、正しい道具の使い方や動作がわかるように視覚的支援から、児童の学びや気づきを発見することができるよう従業員が1対1で指導できるように職員配置等に気を付けて活動を行います。

農業体験

食べ物や植物の成長を感じとれるように、畑に行き収穫作業や種まき等の活動をし

る中で四季の変化などを感じていけるように、春・夏・秋・冬と季節ごとにプログラムを組みます。

感覚運動

人間の五感と呼ばれる感覚の他にも、平衡感覚や体の動作に関する固有感覚等がありそれらの感覚を、トランポリンやボルダリング、粘土や水など様々な要素を運動や体操、日々の生活活動の中で取り入れて行きます。

対外活動

社会性を見につけられるように、買い物に行ったり公園に行ったり電車を利用したりと、事業所外活動を通して様々なルールに触れる機会を設けます。

・保護者

①情報の周知・共有・活用

周知

当事業所では、利用契約をされる前に見学を行っていただき、利用者が事業所を知る機会を設け、利用開始以降も情報の提示及び周知に取り組みます。

見学時、契約時には下の事項を説明します。

- ・サービス内容
- ・一日の流れ
- ・ご利用にあたっての留意事項
- ・緊急時等の対応
- ・非常災害時対策
- ・苦情の解決受付先
- ・個人情報の取り扱い
- ・その他の運営に関する重要事項

共有

保護者に対して事業所に安心して利用してもらいやすいように、連絡ノートや送迎時に日々児童の様子などをその都度伝えていきます。また、定期的なアセスメントや保護者からの話などを通じて利用児童の姿を把握し、より良い支援を行えるよう要望を聞いたり、対応の仕方や療育の在り方などを従業者全員で共有し取り組んで行きます。

活用

利用開始前には事前に初回の聞き取りをさせていただき、アレルギーや平常時の体温、緊急連絡先、その他事業所で扱う情報をフェイスシートに記入していただき、その情報を元に個別支援計画の作成や児童ごとに気を付けるアレルギーや送迎場所等、支援活動などに利用者情報を活用していきます。

②個別支援計画

個別支援計画の作成に際して、放課後等デイサービスを利用される児童は心身の変

化の大きい小学校や特別支援学校の小学校から高等学校等までの児童であり、この時期の児童一人ひとりの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題も理解し、一人ひとりの状態に即した個別支援計画に沿って発達支援を行います。

個別支援計画を作成するにあたり重視している点は、児童の状態を理解し（「保護者」の①、③、④をベース）作成資格を持った従業者が児童一人ひとりの個別支援計画を作成していきます。

③保護者との定期的な面談による聞き取り

2カ月に一回、保護者と児童発達支援管理責任者及び従業者での面談をすることで、個別支援計画の作成についての聞き取りや、児童の家庭や学校での様子、進路等の相談をする機会を設けます。

④日々の連絡ノートによる情報の共有

利用される日には、保護者がその日の来所時に事業所に連絡したいこと（児童の体調やお迎えの時間等）をノートに書いていただき、児童からノートを預かり事業所で状況把握をしてから支援を行います。

⑤家族間交流の機会の提供

当事業所では学校の参観日に似たイベントを3、4カ月に1回実施します。日々の事業所での活動の様子を見たり、同世代の子を持つ保護者と交流する機会を様々なイベントを通して提供していきます。

・学校との連携

① 送迎の確認

学校と事前に送迎車両侵入ルートや駐車位置の確認及び、児童の待機場所や学校担当者との連携・連絡方法などの項目等を確認・調整します。また、他の事業所の車両の発着も想定されるため、送迎にあたる従業者には送迎マニュアルに基づき事故等が発生しないように細心の注意を払い送迎にあたります。

② 外部機関との連携

保護者の同意を得たうえで、学校に設置されている外部との関係機関・団体との調整の役割を担っている特別支援教育コーディネーター等からの情報提供を受けるとともに、事業所の放課後等デイサービス計画等を提供し情報交換を行います。

③ 学校行事

学校の行事や授業参観に管理者・児童発達支援管理責任者が積極的に参加する機会を設けます。

13-1 利用者処遇

意見

療育を必要とする児童や保護者の方々に対する支援方法が明記されておらず、どのような支援が受けられるかがわからない。

修正

療育内容

① 療育への取り組み姿勢

子どもの個性や性格上、例えば 50 人いたら、フリータイムなので自由に過ごしていいよと言え、ある児童は人形遊びやお絵かき、ある児童は将棋の様な遊び、走り回る、遊具遊びなど、その選択は各児童で違います。もちろんこれらは勉強においても好きな学科・苦手な学科と児童により違ってまいります。

児童が過ごす放課後の生活の中で、療育・支援活動プログラムを多種多様に準備し、何が好きか・得意か、何が嫌いか・苦手かという体験を積み重ねることが大切だと考えております。

多種多様なプログラムの中から様々な体験が出来るのが弊社の特徴であり、そういった中で、どこを伸ばしていきたいか、好き・得意を伸ばしていく意思確認を児童・保護者と共有し、また、スタッフ間でどれだけ情報共有するかを一番大切に考えております。

どれだけ良いプログラムを提供していても、保護者と児童の様子を日々従業員が共有出来ている施設と、出来ていない施設、ただ単にプログラムの内容だけをしている施設とでは療育の質に違いがあると思います。日々の積み重ねが一番大きく子ども達の成長に繋がっていくと考えております。

そういった情報の共有の徹底が質の向上になってくると考えます。多種多様なプログラムで、子ども達の能力を伸ばし「自信」と「やる気」に変えて行きたいと考えております。

平日の療育は、休日と比べ提供時間が短い事もあり、中身の濃い療育とはなりにくいと考えられます。しかし、短い時間の中でも手や体を使った活動を行うことで、体の使い方を知ったり、人との関わりの楽しさを感じたり、また、達成感を感じたりできる療育を目指し取り組みます。

土曜日、長期休暇日では集団の中での活動を中心に取り組んでいきます。

クッキングなどの活動の中で、役割決め→買い物→活動準備→活動→出来上がり→実食といったように、活動には一つひとつ意味があることを又は、流れがあることを理解するように取り組んでいきます。その活動の中で相手との関わり、つながりの大切さを味わえるよう取り組みます。

<p>②プログラムの内容</p> <p>運動体操</p> <p>室内屋外でゲーム感覚やルールのある活動の中で、関節などの意識的に体を大きく動かし体幹や足腰の発達を促していく活動を行います。</p> <p>創作活動</p> <p>クッキングや工作の活動では、正しい道具の使い方や動作がわかるように視覚的支援から児童の学びや、気づきを発見することができるよう従業者が1対1で指導できるように職員配置等に気を付けて活動を行います。</p> <p>農業体験</p> <p>食べ物や植物の成長を感じるように、畑に行き収穫作業や種まき等の活動をする中で四季の変化などを感じていけるように季節ごとにプログラムを組みます。</p> <p>感覚運動</p> <p>人間の五感と呼ばれる感覚の他にも、平衡感覚や体の動作に関する固有感覚等がありそれらの感覚を、トランポリンやボルダリング、粘土や水、など様々な要素を運動や体操、日々の生活活動の中で取り入れて行きます。</p> <p>対外活動</p> <p>社会性を見につけられるように、買い物に行ったり公園に行ったり電車を利用したりと、事業所外活動を通して様々なルールに触れる機会を設けます。</p>

13-2 利用者処遇

意見

<p>児童が放課後及び休日を過ごしていく明確なスケジュールが見受けられず、スタッフが1対1で関わらないといけない児童の特性を理解して関わっていくのが難しいのではないかと。</p>

修正

<p>・児童</p> <p>平日</p>	
15:00 (仮)	入室
15:00～15:10	連絡ノート、体調、入室チェック
15:10～15:40	宿題
15:40～16:10	余暇 (ボルダリング、遊び)
16:10	始めの会
16:10～17:25	各種プログラム
17:25	終わりの会

修正リスト

17:30	送迎出発
土曜日・長期休暇日	
9:30	自宅迎え
9:50	入室、連絡ノート、体調、入室チェック
10:00	始めの会
10:00～12:00	午前のプログラム
12:00～13:00	昼食
13:00～14:10	午後のプログラム1
14:10～14:30	休憩
14:30～15:40	午後のプログラム2
15:40～15:50	余暇
15:50～16:00	終わりの会
16:00	送迎出発

13-3 利用者処遇

意見

一対一の関わりを必要とする児童が多く存在している現状の中で、長時間のレスパイトを可能にするためには、支援するスタッフそれぞれの能力と知識が必要とされるが、その人材の育成について具体がない。

修正

・人材育成

① 人材育成方針

適切な支援を安定し提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援にかかわる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのため弊社では PDCA サイクルを活用して、日々の支援の改善や、その他様々なサービスの質を向上していきます。この PDCA サイクルとは Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）で構成される一連のプロセスを繰り返し行う（サイクルする）ことで質の向上を図ることです。

② 修

行政や同業者で行われる研修への参加を年間のスケジュールに組み込み、福山地区放課後等デイサービス連絡協議会への参加等様々な研修の機会を設けます。また、外部での研修に参加した際は社外研修レポートを作成し、社外研修レポート集を元に従業者間で情報を共有し話し合う機会を設けます。

③ 従業者個別計画

PDCA サイクルを活用して、従業者一人ひとりの目標とその計画を作成し年間や月

間、シーズンごとの期間を設け、課題点や前回の課題が改善された点、目標の設定等をしていき、従業員の業務改善及び知識・技術の改善を図ります。

④知識・技術・業務向上に向けて

従業員一人ひとりの業務の統一は運営をするうえで必要不可欠で、また個人情報の秘密保持、虐待及び身体拘束時の通報義務等の運営をする上での厳守事項の理解も従業員には求められます。

主な資料として下の資料を従業員の入社研修及び毎月研修項目を決めて社内定期研修を実施します。また、資料の追加・修正等が必要となればその都度追加・修正を行っていきます。

- ・「放課後等デイサービスガイドライン」（厚生労働省）
- ・緊急時対応マニュアル
- ・衛生・健康管理マニュアル
- ・非常災害時対応マニュアル
- ・送迎時対応マニュアル
- ・防犯対策、防犯マニュアル
- ・「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省）
- ・ヒヤリハット事例集
- ・虐待及び身体拘束時の通報義務
- ・個人情報の取り扱いについて
- ・社外研修レポート集

15-1 一日の流れ

意見

送迎時間については、学校終了後の時刻となるので14時半以降となると思われます（不登校のお子様は除く）。

修正

指摘の通り学校や学年が変われば学校終了の時刻が14時半以降となりますので、提供区分を2-1（3時間以上）から2-2（3時間未満）に変更し支援を行います。

15-2 一日の流れ

意見

送迎はサービス提供時間には含まれないのではないかと考えられます。

修正リスト

修正

指摘の通りです。「15 一日の流れ①」で送迎時間が 14 時 30 分以降になると指摘されましたのでサービス提供時間を修正して記載します。

15-3 一日の流れ

意見

長期休業中の 1 日の流れ（スタッフの休憩時間なども含む）の記載も必要と考えます。

修正

・従業者

平日

10:00	出勤
10:00～12:00	事務業務、支援準備、ミーティング
12:00～13:00	休憩
13:00～14:00	支援準備
14:00～16:00	学校迎え（送迎）
16:10～17:30	サービス提供
17:30～18:00	自宅送り（送迎）
18:00～18:30	事務業務、支援準備
18:30～19:00	ミーティング
19:00	退社

土曜日・長期休暇日

8:30	出勤
8:30～9:30	事務作業、支援準備
9:30～10:00	自宅迎え（送迎）
10:00～12:00	午前の活動
12:00～13:00	児童昼食
13:00～14:00	午後の活動 1
14:00～14:30	児童 小休憩
14:30～16:00	午後の活動 2
16:00～16:30	自宅送り（送迎）
16:30～18:00	事務作業、支援準備
18:00～18:30	ミーティング
18:30	退社

※従業者の休憩時間については平日 12:00～13:00、土曜日・長期休暇日は基

修正リスト

準を超え補充の従業者を配置して対応する。	
・児童	
平日	
15:00 (仮)	入室
15:00～15:10	連絡ノート、体調、入室チェック
15:10～15:40	宿題
15:40～16:10	余暇 (ボルダリング、遊び)
16:10	始めの会
16:10～17:25	各種プログラム
17:25	終わりの会
17:30	送迎出発
土曜日・長期休暇日	
9:30	自宅迎え
9:50	入室、連絡ノート、体調、入室チェック
10:00	始めの会
10:00～12:00	午前のプログラム
12:00～13:00	昼食
13:00～14:10	午後のプログラム1
14:10～14:30	休憩
14:30～15:40	午後のプログラム2
15:40～15:50	余暇
15:50～16:00	終わりの会
16:00	送迎出発

15-4 一日の流れ

意見

17時30分から18時30分までの「預かり」がサービス提供に当たるかどうか不明瞭です。

修正

弊社の「預かり」とはサービス提供時間外の児童の受け入れであって、突発的な事情や残業などで早く帰宅できない保護者のニーズに対応するために保護者の迎えを待つ児童を受け入れている時間になります。